

総行福第92号
令和2年3月31日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第104号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号。以下「平成23年改正令」という。）及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成28年政令第132号）が改正されます。

さらに、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第23号）が公布され、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第52号。以下「平成23年改正省令」という。）が改正されます。

については、このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の市町村（一部事務組合を含む。）並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

記

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令について

第1 地方議会議員の年金の額の改定に関する事項（第1条関係）

地方議会議員であった者に係る令和2年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

- 1 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和元年6月1日とされたこと。
（平成23年改正令附則第2条の2第1項関係）
- 2 物価スライドに用いる改定率は、4.818とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第2項関係）

第2 給料年額改定率の改定に関する事項（第2条関係）

令和2年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による年金の裁定替え（旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。）におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、次の表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.223
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.233
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.260
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.266
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.266
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.272
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.282
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.293
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.294

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令について

第3 地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項（第2条関係）
共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和2年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。

（平成23年改正省令附則第2条関係）

（1）給付費負担金の算定方法

① 都道府県

令和2年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た金額に19.1/100を乗じて得た金額

② 市区町村

令和2年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た金額に35.4/100を乗じて得た金額

（2）給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和2年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和2年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和2年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和3年2月

*支払日の期限は各月の20日とする。

第4 団体組合員に係る業務及び地方公務員共済組合連合会における経理に関する事項（第1条関係）

地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び地方公務員共済組合連合会における経過的長期給付調整経理並びに経過的長期預託経理に係る準用規定について、所要の整備を行ったもの。

その他の事項について

第5 その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和2年度における控除調整下限額は、平成27年経過政令第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,343,900円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,339,200円とされたこと。

施行期日

令和2年4月1日から施行することとされたこと。